

公立高等学校等奨学給付金について



高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、返済不要な給付金を支給する制度です。

平成26年4月以降に高等学校等の1年生に入学した生徒のうち、生活保護、県民税所得割と市町村民税所得割が非課税、105,500円未満、182,500円未満の世帯の方が対象となります。

生徒が国公立学校に在学し、給付金の受給を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認した上で、在学する学校へ申請してください。

(2名以上の生徒がいる世帯は生徒ごとに確認してください。)

保護者の住民票のある都道府県で奨学給付金を申請することができます。
※詳しくは住民票のある都道府県へお問い合わせください。

7月1日時点で、生徒の**保護者の住所**(住民票上の住所)は**愛知県内**にありますか？

※「保護者」とは、生徒の親権者等です。両親が親権者であれば、父母の両方が保護者となります。

いいえ

はい

生徒は**平成26年度以降に高等学校等の1年生として入学**しましたか？

いいえ

はい

7月の**就学支援金・学び直し支援金の受給資格**がありますか？

※受給資格のある方のうち、日本国籍・在留資格等を有する方は**新制度**、それ以外の方は**旧制度**の対象です。現在在学する学校でこれまでに就学支援金の受給資格がない方は、奨学給付金を受けることができません。転学・退学をしたことがある方は、在学する学校へ受給資格の有無を確認してください。

いいえ

はい

生徒の世帯は**7月1日時点で、生活保護のうち「生業扶助」**を受けていますか？

※生活保護受給中の方は、市区町村の福祉事務所へ**必ず**「生業扶助」を受けているか確認してください。

・生活保護を受給していません

・生活保護受給中ですが、生業扶助を受けていません

生業扶助を受けています

今年度の「**保護者全員**」の**市町村民税所得割額及び県民税所得割額は非課税(0円)**ですか？

※保護者全員の課税証明書等を確認してください(裏面【参考】を確認してください。)。※証明書が発行されない保護者がいる場合、給付金を受けることはできません。

①～③に該当しない

はい

いいえ

就学支援金(新制度)の対象者ですか？

いいえ

はい

奨学給付金は支給されません

今年度の「**保護者全員**」の**市町村民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が①か②に該当しますか？**

①105,500円未満 ⇒ (3) ②182,500円未満 ⇒ (4)

①に該当する

②に該当する

いいえ

家計が急変し、「**保護者全員**」の**市町村民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が以下に該当**しますか？

- ①非課税 ⇒ (2)
②105,500円未満 ⇒ (3)
③105,500円以上182,500円未満 ⇒ (4)

(1)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制 通信制	32,300円

(2)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	143,700円
通信制	50,500円

(3)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	47,900円
通信制	16,830円

(4)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	35,930円
通信制	12,630円

①に該当する

②に該当する

③に該当する

(1)～(4)に当てはまる方は、在学する学校へ、申請をしてください。

※他県の給付金等を受給している場合などで、給付を受けられない場合があります。実際に給付を受けられるかどうかは、審査の上で決定します。

※本事業で得た課税証明書に記載された情報は、名古屋市が実施する名古屋市奨学金の申請のために使用することがあります。

◇お問合せ 在学する国公立高等学校等までお問い合わせください。

【参考】『課税証明書』等の見かた（課税証明書等を提出する保護者全員分の証明書を確認してください）

市民税・県民税 証明書

父

(住所) 名古屋市中区 令和8年度（令和7年分所得）

(氏名) 給付 和夫

令和8年度（令和7年分所得）

※ 市町村によって、証明書の名称や見た目が異なります

所得金額		所得控除額		課税標準額	
(円)		(円)		(円)	
総所得 給与所得 (給与収入)	1,260,000	社会保険料控除	273,001	総所得	0
	1,360,000	配偶者・扶養	760,000		
	2,200,000	基礎控除	330,000		
				市民税	県民税
			1,363,001	調整控除前所得割額	調整控除前所得割額
保護者等（保護者が両親である場合は、父・母の両方）の県民税及び市町村民税の所得割の合計が以下の①～③のいずれかに該当することを確認し、「各基準額」の支給対象とする。 ①非課税世帯 ②105,500 円未満世帯（新制度対象者のみ） ③105,500 円以上 182,500 円未満世帯（新制度対象者のみ） 【注意】 ※保護者の一人が控除対象配偶者の場合でも、非課税であることを確認するため「課税証明書」等の提出が必要です。 ※生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。				調整控除額	調整控除額
				税額控除額等	税額控除額等
				配当割額控除額等	配当割額控除額等
				所得割額	所得割額
				均等割額	均等割額
				減免額	差引納付額

令和 8 年度 愛知県公立高等学校等奨学給付金の案内

1 受給要件

保護者等の住民票上の住所が「**愛知県内**」であることが必要です。

※愛知県以外にお住まいの場合は、住民票のある都道府県教育委員会にお問い合わせください。

2 申請に必要な書類等

支給申請書の他、①世帯の所得要件 及び ②生徒の国籍・在留資格要件を証明するものとして、以下の2種類をご用意いただき、生徒が在学する学校を経由して愛知県教育委員会へご提出ください。

①世帯の所得に関する要件

	必要書類
生活保護受給世帯	生活保護の受給証明書 ※令和 8 年 7 月 1 日以降に発行された、生業扶助の記載があるもの
住民税非課税世帯 (住民税所得割が非課税の世帯)	非課税証明書(保護者等の全員分) ※令和8年度分
その他(次ページの表参照)	課税証明書(保護者等の全員分) ※令和8年度分

②生徒の国籍・在留資格等に関する要件

	必要書類
生徒が愛知県内の学校に通学している場合	不要 ※就学支援金等(就学支援金、学び直し支援金、専攻科支援金)の支給決定を受ける際にご提出いただいた書類をもとに判定を行います。
生徒が愛知県外の学校に通学している場合	・ 国籍・在留資格申告書 に加え 以下のいずれか ・ 住民票の写し(原本) ・ 在留カードもしくは特別永住者証明書の写し ※家族滞在の方は、上記に加え別途必要書類がありますので、個別にお問い合わせください。

【例】愛知県内の学校に通っており、両親ともに愛知県内に在住で、父親が会社員、母親が無職の場合
⇒「支給申請書」、①「両親の課税証明書」を学校に提出する

【例】愛知県外の学校に通っており、ひとり親の母親が愛知県内に在住で、非課税世帯の場合
⇒「支給申請書」、①「母親の非課税証明書」、②「国籍・在留資格等申告書」「②住民票の写し(原本)、在留カード
もしくは特別永住者証明書の写し」を学校に提出

★生徒の国籍・在留資格等により、対象となる制度が異なります。

制度	対象生徒	給付内容
A 奨学給付金 新制度	・令和8年度の就学支援金等(新制度)、授業料に係る補助の受給資格のある生徒 ・日本国籍を有する生徒 ・永住者等、将来に渡り日本に定着する意思がある生徒 等	世帯の所得額(課税証明書の住民税所得割額)が下表に記載の額(原則、所得割額 182,500 円未満(年収490 万円相当世帯))に該当する場合、給付金が支給されます。
B 奨学給付金 旧制度	・令和8年度の「就学支援金等(旧制度)」や「高校生等・新修学支援金」の受給資格のある生徒 ・A に該当しない生徒(外国籍で、日本に定着する意思のない生徒 等)	世帯の所得額(課税証明書の住民税所得割額)が下表に記載の額(原則、生活保護、非課税世帯までが対象)に該当する場合、給付金が支給されます。

【A 新制度】に該当する世帯の給付額

課程	生活保護世帯	住民税 非課税世帯	所得割額 105,500 円 未満世帯	所得割額 105,500 円 以上 182,500 円未満世帯	(専攻科) 所得割額 105,500 円以上 264,500 円未満 多子世帯
全日制 定時制	32,300 円	143,700 円	47,900 円	35,930 円	
通信制	32,300 円	50,500 円	16,830 円	12,630 円	
専攻科		50,500 円	16,830 円		12,630 円

※前年度からの変更点
全日制・定時制・通信制： 所得割額合算額 182,500 円未満（年収 490 万円相当世帯）まで対象世帯を拡充
専攻科： 支給額の増額

【B 旧制度】に該当する世帯の給付額

課程	生活保護世帯	住民税 非課税世帯	(専攻科) 所得割額 105,500 円 未満世帯	(専攻科) 所得割額 105,500 円以上 264,500 円未満 多子世帯
全日制 定時制	32,300 円	143,700 円		
通信制	32,300 円	50,500 円		
専攻科		50,500 円	10,100 円	10,100 円

※前年度と同様であり、全日制・定時制・通信制は生活保護世帯又は非課税世帯が対象

<よくあるご質問>

Q 課税証明書に記載された所得割額が 182,500 円以上ですが、数か月前に疾病で離職しました。給付金の申請はできませんか。

A 令和 8 年 1 月 1 日以降に発生した事由により家計が急変した場合は給付対象となる可能性があります。まずは、お通いの学校、または高等学校教育課へお問い合わせください。